

長野県農業共済組合 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分発揮できるようにするため、女性活躍推進法及び次世代法に基づき、次のとおり行動計画を策定する。

【計画期間】

令和4年5月1日 ～ 令和7年3月31日

【目標】

男性の育児休業取得率を20%以上、女性職員の育児休業取得率100%とする。

【取組時期・取組内容】

令和4年5月～ 出産した女性職員や配偶者が出産した男性職員を対象に人事係から組合の育児休業等に関する規則等案内し、制度の利用意向を確認する。利用意向の場合は、所属部署の上司と人事係が連携し、事務分掌の再確認・調整を行う。

令和4年7月～ 管理職会議で制度の周知、育児休業を取得し易い職場環境づくり。

令和4年8月～ 組合内イントラネットで職員全員に周知。

令和5年4月～ 育児休業取得も含め休業した場合、バックアップ体制がとれる事務分掌表の作成。

女性の活躍に関する情報公表

2022年4月現在

【全職員に占める男性職員・女性職員の割合】

(男性職員) 70%

(女性職員) 30%